

掲載内容

はじめに 訴状審査と裁判官・書記官の役割

- 訴訟の開始と訴状審査
- 訴状の記載事項
- 訴状審査と訴状審査票
- 補正の促し
- 補正命令
- 訴状却下命令

第1章 訴状の記載事項と訴状審査

- 第1 訴状の記載事項と訴状審査の方法
- 訴状審査における「当事者」の確認は
 - 訴状審査における「住所・登記記録上の住所」の確認は
 - 訴状審査における「送達場所」の確認は
 - 訴状審査における「法定代理人・訴訟代理人」の確認は
 - 訴状審査における「委任状・資格証明書」の確認は
 - 訴状審査における「管轄」の確認は
 - 訴状審査における「訴訟物の価額・評価証明書・印紙」の確認は
 - 訴状審査における「請求の趣旨・請求の原因」の確認は
 - 訴状審査における「附帯請求」の確認は
 - 訴状審査における「重要な間接事実等の記載・事実と証拠との対応関係の記載」の確認は
 - 訴状審査における「引用した書証の写しの添付等」の確認は
 - 訴状審査における「原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)」の確認は
 - 訴状審査における「証拠保全事件の表示」の確認は
 - 訴状審査における「事件の表示

- (事件名)」の確認は
- 訴状審査における「附属書類の表示」の確認は
 - 訴状審査における「送達費用」の確認は
 - 訴状審査における「訴え提起期間」の確認は
 - 訴状審査における「訴状の用紙・規格・記載形式」の確認は
 - 訴状審査における「閲覧等制限・秘匿」の確認は
- 第2 損害賠償請求訴訟
- 交通事故による損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 医療過誤による損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 不貞行為による損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 動物占有者に対する損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 名譽棄損による損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 労働災害(安全配慮義務違反)による損害賠償請求訴訟における訴状審査のポイントは
- 第3 不動産訴訟
- 所有権に基づく土地明渡請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 賃貸借契約終了に基づく建物収去土地明渡請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 賃貸借契約の解除に基づく建物明渡等請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 所有権確認請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 敷金返還請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 不動産登記手続(移転登記)請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 不動産登記手続(抹消登記)請求訴訟における訴状審査のポイントは
 - 境界確定訴訟における訴状審査のポイントは

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 TEL 060-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 TEL 062-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 TEL 060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 TEL 080-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 TEL 062-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 TEL 0337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 TEL 060-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

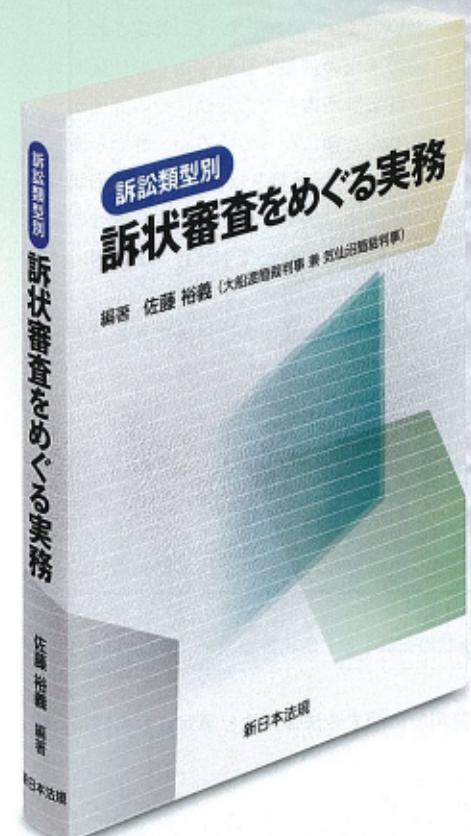
大阪支社 TEL 060-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
広島支社 TEL 080-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 TEL 080-8536 高松市肩町3丁目14番11号
福岡支社 TEL 080-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2019.11) 51000351

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

訴訟類型別

訴状審査をめぐる実務

編著 佐藤裕義(大船渡簡裁判事 兼 気仙沼簡裁判事)



◆訴訟手続の進行に支障を生じさせ、得るべき利益を損なう事態を招きうる「訴状の補正や訂正」を避けるための情報を1冊に集約！

◆民事訴訟の類型別に、訴状審査でチェックされるポイントや着眼点、訴状審査手続等をQ&A方式で解説！あわせて、具体的な訴状例も多数掲載！

◆実務の現場で訴状審査を行っている裁判官・書記官の執筆による、確かな内容！

A5判・総頁352頁
本体価格4,400円+税 送料実費



《電子版》
本体価格 3,600円+税

webショップ
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

TEL 0120-089-339
E-mail eigo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本

[A5判縮小]

はじめに

11

3 訴状審査と訴状審査票

(1) 訴状審査と裁判長・書記官の役割

訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければなりません（民訴133①）。訴えの要件（訴訟要件等）の審査権は裁判所にありますが（民訴140・141）、このうち訴え提起の方式に関する訴状審査権は裁判長（単独事件にあっては裁判官）にあります（民訴137）。訴状の記載事項の判断や手数料の納付の判断は定型的で容易に判断できるものなので、裁判長にその判断を委ねて手続の簡易化を図る趣旨です。そして、訴状審査における裁判長の役割は、適式な訴状として期日指定し手続を進行させることができるか、あるいは補正が必要か検討し、不備等があれば、補正が可能か、移送決定を行うか、補正の促しを行うか、補正命令を発するなど、訴状の内容に応じた進行について判断することです。

この裁判長の訴状審査権は、訴状送達までと解されます。送達後、すなわち訴訟係属後は、裁判所の権限となり、裁判長が訴状の記載要件等を看過した場合は、裁判所の権限で処理することになります。また、訴訟要件の適法性審査権（民訴140参照）も裁判所にあります。

書記官は、訴状の受付事務に付随して、裁判所又は裁判長の審査権の適切な行使を補助・補佐する事務として、訴状の記載事項やその内容を調査し、不備等がある場合にその補正を手続を行います。訴訟の初期の段階で、その進む問題点を解消し必要事項の補完を行うこと遂行に役立つのです（裁判所職員総合研修所『民事訴訟実務』15頁（司法協会、平成28年））。

もう少し具体的に書記官の役割を述べると、それが可能か、そのまま期日指定し訴状手続を進行させができるか、移送の可

【7】 訴状審査における「訴訟物の価額・評価証明書・印紙」の確認は

Q 訴状審査において確認される事項として「手数料の納付」が掲げられていますが、その前提となる「訴訟物の価額」、不動産訴訟等の場合にその算定の基礎となる「評価証明書」はどのようにチェックされるのでしょうか。

また、「手数料の納付」を証明する「印紙」とはどのようなものでしょうか。

A まず、「訴訟物の価額」は、「いて」（昭31・12・12民甲412民事局といいます。）に基づいて、算定されま

物の本来の価額を証明する「評価証明書」であるか、その評価が応した金額になっているか、評価年度

また、「手数料」は、「訴訟物の価額する法律に当てはめて算定されるもの

この算定された「手数料」を裁判所のが「印紙」です。

つまり、訴状審査の対象である「手に、「訴訟物の価額」「評価証明書」「印紙」

訴状審査の着眼点

① 「評価証明書」が、専門家若しくはのであるか

② 「訴訟物の価額」が民事局長通知に

68

③ 「印紙」が、民事訴訟費用等に関する法律により算定された額に応じて貼付されているか

解説

① 専門家若しくは公的機関により評価されたことを示す「評価証明書」とは

訴訟物の価額の前提となる目的物の価額を疎明するために用いられる「評価証明書」（疎明方法等）としては、次のようなものがあります。

目的物	評価証明書（疎明方法等）
不動産（土地）	固定資産評価証明書 固定資産評価額がないものは、第三者の取引価格証明書 取引価格も明らかでないものは、近隣又は類似土地の固定資産評価証明書
不動産（建物）	固定資産評価証明書 固定資産評価額がないものは、「新築建物課税標準価格認定基準表」及び「経年

除を認める程度の背信的行為と認めるに足りる特段の事情が記載されているか

③ 証拠として、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）、建物賃貸借契約書や賃貸人に対する背信的行為と認められるに足りる特段の事情に関する証拠が提出されているか

④ 「訴訟物の価額」が、目的たる物の価格の2分の1となっているか

⑤ 「ちょう用印紙額」が、民事訴訟費用等に関する法律に基づき算出され、また印紙が貼付されているか

解説

① 「請求の趣旨」として、対象の建物が特定され、建物の明渡しを求める旨が記載されているか

「請求の趣旨」については、明渡しを求める建物が特定され、その建物の明渡しを求める旨が記載されているか審査されます。また、建物の表示について物件目録を引用している場合は、物件目録が添付されているかが確認されます。物件目録における建物の特定方法については、前掲【43】の①を参照してください。

請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
- 被告は、原告に対し、〇〇万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 被告は、原告に対し、平成〇年〇月〇日から第1項の明渡し済みに至るまで、1か月〇万円の割合による金員を支払え。

【45】 賃貸借契約の解除に基づく建物明渡等請求訴訟における訴状審査のポイントは

Q 賃借人が賃料不払のまま行方不明となっているため、訴状中で賃貸借契約を解除する建物明渡等請求訴訟の訴状を作成し、裁判所に提出しようと思いますが、訴状審査においてどのようなことが審査（点検）されるのでしょうか。

A 契約解除に基づく建物明渡等請求訴訟においては、「契約成立の事実」と「契約解除の事実」は、請求を特定するためには必要な事実ですので、必ず審査（点検）されます。

賃貸借契約の解除を訴状中で行う場合、その旨の意思表示の記載、例えば「本訴状をもって、本件賃貸借契約を解除する。」といった記載がなされているかが審査（点検）されます。また、賃料不払があっても、特段の事情がない限り、無催告で解除することはできません（最判昭35・6・28民集14・8・1547）。そこで、賃借人の背信性を主張立証する必要がありますので、その記載があるかも審査（点検）されます。

なお、相手方が行方不明の場合、公示送達の申立て及び相手方の住所、居所その他送達をすべき場所が知り出されているかも審査されます。

訴状審査の着眼点

- | | |
|------|--------------------------------|
| 記載事項 | ① 「請求の趣旨」として、対象の建物の明渡しを求める旨が記載 |
| | ② 「請求の原因」として、賃貸借契約解除の事実が記載されて |

物件目録

所 在 ○○市○○町○丁目○番地
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 ○○. ○○平方メートル
2階 ○○. ○○平方メートル

上記のうち1階部分

以 上

なお、建物の明渡しを求める申立てをする場合には、原則として建物の表示のみを記載すれば足り、敷地を記載する必要はありません。請求の趣旨の2項は確定した未払賃料及び附帯の請求で、同3項は平成〇年〇月〇日から訴状送達の日までの未払賃料と解除後の賃料相当損金の請求です。